

鹽ノ包裝ニ押捺スヘキ等級記號印及鹽收納ノ際檢定俵ニ押捺スヘキ檢印ノ製作材料ニハ木判又ハ毛判ヲ使用シ各局ノ取扱區々ニ涉リ居リシカ木判ハ鮮明、保存期間、經費上ノ關係ニ於テ毛判ニ優レルアルヲ以テ明治四十五年二月將來新調ノ際ニ於テハ木判ニ更改シ一般ニ木判ヲ使用セシムルコトトシタリ

專賣局收納部長依命通牒甲第三六一號（明治四十五年二月二十一日）

鹽ノ包裝ニ押捺スヘキ等級記號印及鹽收納ノ際檢定俵ニ押捺スヘキ檢印ノ製作材料ニ就テハ木判又ハ毛判ヲ使用セル等各局區々ニ涉リ居ル趣ニ候處毛判ハ迅速ニ押捺シ得ラルル點ニ於テ木判ニ優レルカ如キモ鮮明ノ優劣、保存期間ノ長短、經費上ノ關係等ニ就テハ毛判ニ優レルモノト被認候條向後木判ヲ使用スルコトニ御取扱可相成尤木判ハ印鮮明ナラストノ御意見ノ向モ有之候得共這ハ主トシテ之ニ用フヘキ肉汁ノ關係ニ原因スルモノト被認候ニ付現ニ毛判ヲ使用相成候向ニ在リテハ將來新調ノ際ニ於テ木判ニ更改スルコトトシ又肉汁ニ就キテモ相當改良ヲ加ヘ鮮明ニ押捺スルハ勿論尙誤捺又ハ押捺洩ナキ樣嚴重ニ監督ヲ加ヘラレ度

第三節 賠償價格

鹽製造者ノ納付シタル鹽ニ對シテハ其ノ品質ヲ鑑定シ等級相當ノ賠償金ヲ交付スルモノトス其ノ賠償價格ハ政府之ヲ定メ豫メ之ヲ公示ス而シテ鹽ノ賠償價格ハ其ノ生産費及外國鹽トノ關係又ハ鹽ノ消費價格等諸般ノ關係ヲ參酌シテ定ムヘキモ就中其ノ根本ノ基礎タルヘキハ鹽生産費ニシテ之ニ相當ノ利益ヲ加ヘタルモノナラサルヘカラス然レトモ專賣當初ニ在リテハ鹽生産費ヲ調査スルコト頗ル困難ニシテ容易ノ業ニ非ス然レトモ專賣前ノ濱相場ナルモノハ其ノ生産費ヲ償ヒテ尙相當ノ利益アル程度ニ於テ定マルヘキハ普通ニシテ採テ以テ標準トスルニ足ルヘキヲ以テ政府ハ鹽ノ賠償價格ヲ定ムルニ際シ其ノ生産費ノ外濱相場ヲモ調査シタルニ鹽ノ濱相場ト其ノ生産費トノ間ニハ略ホ一定ノ權衡ヲ保チ大體ニ於テ正當ナルコトヲ確メ得タリ是ニ於テ鹽ノ賠償價格ハ專賣二三年前ノ濱相場ニ準據シ尙戰時燃料ノ騰貴、勞働者ノ減少、公課ノ増加等ハ自然生産費増加ノ因トナルヘキカ故ニ此等ノ關係ヲモ斟酌シテ相當ノ割増ヲナシ之ヲ以テ賠償

價格ト爲スノ方針ヲ定メ明治三十八年四月賠償價格ヲ決定告示シタリ右賠償價格ハ賠償區域ヲ十三ニ別チ各等級ノ賠償價格ノ差額ハ五等ヨリ三等迄ハ各等六錢三等ヨリ一等迄ハ各等級七錢ヲ増價シタリ而シテ鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲シ指定引渡鹽ニ付テハ納付費ヲ要セサル爲メ各等級金三錢ヲ減價シ散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ包裝費ヲ要セサル爲メ各等級金六錢ヲ減價シタリ

大藏省告示第九十二號 (明治三十八年四月一日)

鹽專賣法第八條ニ依リ鹽ノ百斤當賠償價格別表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ鹽務局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償金額ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ム

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
攝津國、播磨國、備前國、備中國、備後國、安藝國、周防國、長門國、淡路國、阿波國、讚岐國、伊豫國(西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡ヲ除ク)	円 1000	円 950	円 880	円 820	円 760
紀伊國、伊勢國、尾張國、三河國	10080	10100	9400	8800	8200
遠江國、駿河國、伊豆國、相模國、武藏國、安房國、上總國、下總國	10600	10900	10200	10600	10000
常陸國、磐城國(相馬郡、互理郡ヲ除ク)、岩代國ノ内南會津郡	14400	13700	13000	12400	11800
磐城國ノ内相馬郡、互理郡、陸前國	13300	12500	11800	11200	10600
陸中國、陸奥國、北海道	15500	14800	14100	13500	12900
能登國	10600	11900	10200	10600	10000
羽前國、羽後國、若狹國、越前國、加賀國、越後國、佐渡國、信濃國ノ内下伊那郡、丹後國、因幡國、出雲國	14400	13700	13000	12400	11800
土佐國	16100	15400	14700	14100	13500

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
伊豫國ノ内西字和郡、南字和郡、北字和郡、豊前國、豊後國、筑前國、肥前國、肥後國、壹岐國、日向國、大隅國(大島郡ヲ除ク)薩摩國、大隅國ノ内大島郡、琉球	円 一〇八〇	円 一〇一〇	円 九四〇	円 八八〇	円 八二〇
	一・二六〇	一・一九〇	一・二二〇	一・〇六〇	一・〇〇〇
	一・三二〇	一・二五〇	一・一八〇	一・二二〇	一・〇六〇
	一・四九〇	一・四二〇	一・三五〇	一・二九〇	一・二三〇

鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル等外鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ムルコトトシ其ノ賠償價格ハ明治三十八年八月左ノ如ク決定通牒シタリ

含有鹽化曹達量百分中六十五以上ハ五等鹽賠償價格ヨリ十五錢ヲ減シタル額

含有鹽化曹達量百分中六十以上ハ五等鹽賠償價格ヨリ三十五錢ヲ減シタル額

含有鹽化曹達量百分中三十以上ハ前號賠償價格以下ニ於テ鹽務局長ノ適當ト認メタル額

鹽賠償價格制定後時局ノ影響ニ依リ鹽生產費中主要ナル燃料石炭ノ價格著ルシク騰貴シ製鹽業者ノ收支相償ハサルヲ認メタルヲ以テ明治三十八年七月鹽賠償價格ヲ改正シ十州五等鹽ニテ百斤二十一錢引上ケ公布ノ日ヨリ施行シタリ尤モ石炭價格ノ騰貴ハ必スシモ永續ヲ期シ難ク價格ノ下落ニ隨ヒ賠償價格ノ變更ヲ要スヘキハ必然ノ結果ナルヲ以テ右改正價格ノ適用モ當分ノ間ト限定シタリ而シテ本改正ニ於テ賠償區域ハ十二ニ減シ又各等級賠償價格ノ差額ヲ大ナラシメ五等四等間ヲ十錢、四等、三等間ヲ十一錢、三等、二等間ヲ十二錢、二等、一等間ヲ十三錢トシタリ其ノ結果製鹽業者ハ從前ニ比シ上級鹽ヲ製造スルニ從ヒ比較的利益アルコトトナレリ爾後屢々鹽賠償價格ノ改正アリタルモ各等級間ノ差額ハ常ニ一定シテ今日ニ及ヘリ

大藏省告示第二百七十九號 (明治三十八年七月十五日)

本年四月大藏省告示第九十二號中別表ヲ當分ノ間左ノ通改正シ明治三十八年七月十五日ヨリ

之ヲ施行ス

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
攝津國、播磨國、備前國、備中國、備後國、安藝國、周防國、長門國、淡路國、阿波國、讚岐國、伊豫國、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡ヲ除ク)	一・四三〇	一・三〇〇	一・二八〇	一・〇七〇	九七〇
紀伊國、伊勢國、志摩國、尾張國、三河國、	一・四六〇	一・三三〇	一・二一〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
遠江國、駿河國、伊豆國、相模國、武藏國、安房國、上總國、下總國	一・五六〇	一・四三〇	一・三三〇	一・二〇〇	一・一〇〇
常陸國、磐城國(相馬郡、互理郡ヲ除ク)、岩代國ノ内南會津郡、上野國ノ内前橋市、碓水郡	一・六四〇	一・五一〇	一・三九〇	一・二八〇	一・二八〇
磐城國ノ内相馬郡、互理郡、陸前國	一・五六〇	一・四三〇	一・三三〇	一・二〇〇	一・一〇〇
陸中國、陸奥國、北海道	一・七五〇	一・六二〇	一・五〇〇	一・三九〇	一・二九〇
能登國	一・五六〇	一・四三〇	一・三三〇	一・二〇〇	一・一〇〇
羽前國、羽後國、若狹國、越前國、加賀國、越後國、佐渡國、信濃國ノ内下伊那郡、丹後國、因幡國、出雲國	一・六四〇	一・五一〇	一・三九〇	一・二八〇	一・一八〇
土佐國(幡多郡宿毛町ヲ除ク)	一・八一〇	一・六八〇	一・五六〇	一・四五〇	一・三五〇
伊豫國ノ内西宇和郡、南宇和郡、北宇和郡、土佐國ノ内幡多郡宿毛町、豐前國、豐後國	一・四六〇	一・三三〇	一・二一〇	一・一〇〇	一・〇〇〇
筑前國、肥前國、肥後國、日向國、大隅國(大島郡ヲ除ク)、薩摩國、壹岐國	一・五六〇	一・四三〇	一・三一〇	一・二〇〇	一・一〇〇
大隅國ノ内大島郡、琉球	一・六九〇	一・五六〇	一・四四〇	一・三三〇	一・二三〇

沃度副産鹽ハ主タル沃度ノ製造ニ際シ自然ニ鹽ヲ副産スルモノナルカ故ニ其ノ生産費ハ普通製鹽ノ如ク明確ナラサルノミナラス其ノ副産鹽ノ品質ハ概シテ良好ナラサルカ故ニ普通製鹽ノ賠償價格ヲ適用スルハ妥當ナラスト認メ明治三十八年十月沃度副産鹽ニ付テハ普通賠償價格ノ規定ニ拘ラス鹽務局長ニ於テ適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得ルコトトシタリ

大藏省告示第四百十號 (明治三十八年十月二日)

明治三十八年四月大藏省告示第九十二號第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

沃度副産鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ハラス鹽務局長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得大阪砲兵工廠宇治火藥製造所ニ於テ硝石製造ノ副産トシテ鹽ノ産出アルニ依リ明治三十九年四

月鹽賠償價格表中賠償區域欄ニ「山城國」ヲ追加シ次テ從來比較的賠償價格ノ高キニ失スト認メラ
ルル地方ハ多少之ヲ低減シテ各賠償區域間ノ權衡ヲ保タシムル爲同年五月賠償價格ヲ左ノ如ク
改正シタリ

大藏省告示第四百九十七號 (明治三十九年四月十六日)

明治三十八年四月大藏省告示第九十二號鹽賠償價格表中賠償區域ノ欄攝津國ノ次ニ「山城國」ヲ
加フ

大藏省告示第六百四十五號 (明治三十九年五月十六日)

明治三十八年四月大藏省告示第九十二號別表中「大島郡」ヲ除キ壹岐國ノ次へ「琉球」ヲ加へ
「大隅國」ノ内大島郡「琉球」ノ欄以下ヲ削リ賠償價格ヲ左ノ通改正シ明治三十九年五月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

土佐國(幡多郡宿毛町ヲ除ク)	
一等	円 一・六二〇
二等	円 一・四八〇
三等	円 一・三六〇
四等	円 一・二五〇
五等	円 一・一五〇

鹽賠償價格ハ鹽生產費ノ高低ニ依リ之ヲ上下スルノ方針ナルヲ以テ一時鹽賠償價格ヲ相當引上
ケタリシカ明治三十九年ニ入り石炭價格竝金利ハ何レモ低下セルヲ以テ製鹽者ニ與フル利益ヲ
適當ノ程度ニ止メ同時ニ消費者ノ負擔ヲ輕減スルヲ必要ト認メ同年九月鹽賠償價格ヲ改正シタ
リ其ノ結果十州五等鹽九十七錢ナリシモノハ下リテ八十五錢トナレリ又鹽賠償區域ハ販賣關係
上成ルヘク各區ニ於ケル賠償價格ノ差額ヲ少クシ且生產費ノ近邇セルモノヲ同一區域ニ編入シ
タル結果本改正ニ由リ六區ニ減縮シタリ

大藏省告示第八百六十四號 (明治三十九年九月二十七日)

明治三十八年四月大藏省告示第九十二號中別表ヲ左ノ通改正シ明治三十九年九月二十八日ヨリ之ヲ施行ス

賠償區	賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
攝津國、山城國、播磨國、備前國、備中國、備後國、安藝國、周防國、長門國、淡路國、阿波國、讚岐國、伊豫國、土佐國ノ内幡多郡宿毛町、豐前國、豐後國		円 一・三二〇	円 一・一八〇	円 一・〇六〇	円 九五〇	円 八五〇
紀伊國、伊勢國、志摩國、尾張國、三河國、遠江國、駿河國、伊豆國		円 一・三六〇	円 一・二三〇	円 一・一一〇	円 一・〇〇〇	円 九〇〇
相模國、武藏國、安房國、上總國、下總國、常陸國、信濃國ノ内下伊那郡、上野國ノ内前橋市、碓氷郡、磐城國、岩代國ノ内南會津郡、陸前國、陸中國、陸奥國、羽前國、羽後國、若狹國、越前國、加賀國、越後國、佐渡國、丹後國、因幡國、出雲國、北海道		円 一・四六〇	円 一・三三〇	円 一・二一〇	円 一・一〇〇	円 一・〇〇〇
能登國		円 一・四一〇	円 一・二八〇	円 一・一六〇	円 一・〇五〇	円 九五〇
土佐國(幡多郡宿毛町ヲ除ク)		円 一・四六〇	円 一・三三〇	円 一・二一〇	円 一・一〇〇	円 一・〇〇〇
筑前國、肥前國、肥後國、日向國、大隅國、薩摩國、壹岐國、琉球		円 一・四一〇	円 一・二八〇	円 一・一六〇	円 一・〇五〇	円 九五〇

鹽賠償價格ノ變更ヲ臨機急遽ニ決行スルトキハ其ノ都度國庫、製鹽業者、販賣業者ニ對シ大ナル利害關係ヲ及スノミナラス鹽價急變ノ結果トシテ消費者ニモ影響ヲ及ス虞アルニ依リ明治四十年一月鹽專賣法施行細則ヲ改正シ其ノ第十一條ノ一ニ於テ鹽ノ賠償價格ハ毎年十二月ニ於テ翌年ニ適用スヘキモノヲ定メ之ヲ公示スルヲ原則トシ例外トシテ翌年中ニ於テ特殊ノ事情アリタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得トシタリ

大藏省告示第八十八號 (明治四十年五月二日)

鹽專賣法施行細則第十一條ノ一但書ニ依リ明治三十八年四月大藏省告示第九十二號中別表ヲ左ノ通改正シ明治四十年五月三日ヨリ之ヲ施行ス

賠償區	賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣ノ内幡多郡宿毛町、福岡縣ノ内築上郡、大分縣		円 一・四〇〇	円 一・二七〇	円 一・一五〇	円 一・〇四〇	円 九四〇

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
奈良縣、三重縣、愛知縣、靜岡縣、和歌山縣	円 一四三〇	円 一三〇〇	円 一二八〇	円 一〇七〇	円 九七〇
北海道廳、東京府、京都府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、福島縣、巖手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、富山縣、鳥取縣、島根縣	一五二〇	一三九〇	一二七〇	一二六〇	一〇六〇
長崎縣、高知縣（幡多郡宿毛町ヲ除ク）福岡縣（築上郡ヲ除ク）佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣	一四九〇	一三六〇	一二四〇	一一三〇	一〇三〇
沖繩縣	一四一〇	一二八〇	一一六〇	一〇五〇	九五〇

鹽賠償價格引下後諸物價ノ騰貴ニ伴ヒ石炭及勞銀ハ日ニ昂騰シ又一方ニ於テハ鹽ノ品質上進ノ結果產額大ニ減少シ爲ニ賠償價格ハ到底生產費ヲ償フコト能ハサルヲ認メタルニ依リ鹽專賣法施行細則第十一條ノ一但書ヲ適用シ年ノ中途ニ於テ明治四十年五月前記ノ如ク鹽賠償價格ノ引上ヲ公示シ同月三日ヨリ之ヲ施行シタリ此ノ改正ニ由リ賠償區域ヲ五區ニ減縮シ從來ノ國名ヲ府縣名ニ改メ鹽ヲ產出セサル地方モ悉ク其ノ區域内ニ網羅セリ而シテ鹽ノ賠償價格ハ異動ノ有無ニ拘ラス毎年十二月ニ於テ其ノ翌年ニ適用スヘキモノヲ定メ告示スルコトトナレルモ明治四十一年ニ適用スヘキ賠償價格ハ平年作ニ於ケル鹽生產力ヲ基礎トシ明治四十年ノ生產費實蹟ニ依リ生產費中主要物價ノ高低ヲ斟酌シテ尙當時ノ賠償價格ヲ變更スルノ必要ナシト認メ凡テ之ヲ据置クコトトシ明治四十年十二月左ノ通公示セラレタリ

大藏省告示第二百十九號（明治四十年十二月二十六日）

鹽專賣法第八條ニ依リ明治四十一年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格左表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ收納所長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金參錢ヲ低減ス

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ
 鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠
 償價格ヲ定ム

沃度副産鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス收納所長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
大府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣ノ内幡多郡宿毛町、福岡縣ノ内築上郡、大分縣	1.400	1.270	1.150	1.040	940
奈良縣、三重縣、愛知縣、靜岡縣、和歌山縣	1.430	1.300	1.180	1.070	970
北海道廳、東京府、京都府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、茨城縣、栃木縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、福島縣、慶幸縣、青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、富山縣、鳥取縣、島根縣	1.520	1.390	1.270	1.160	1.060
長崎縣、高知縣(幡多郡宿毛町ヲ除ク)、福岡縣(築上郡ヲ除ク)、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	1.490	1.360	1.240	1.130	1.030
	1.410	1.280	1.160	1.050	950

明治四十一年ニ至リ又々物價、勞銀ノ昂騰ヲ來シタルニ依リ前年中ニ於ケル生産費實蹟ヲ再調シ
 物價、勞銀等ノ趨勢ヲ斟酌シ算出シタル結果同年五月鹽賠償區域ヲ七區ニ別テ各區ノ賠償價格ヲ
 増加シタリ

大藏省告示第八十九號 (明治四十一年五月二十九日)

鹽專賣法施行細則第十一條ノ一但書ニ依リ明治四十年十二月大藏省告示第二百十九號中鹽一百
 斤當賠償價格左表ノ通變更シ明治四十一年五月三十日ヨリ之ヲ施行ス

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣ノ内幡多郡宿毛町、福岡縣ノ内築上郡、大分縣	1.460	1.330	1.210	1.100	1.000

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
大阪府奈良縣、靜岡縣、和歌山縣 三重縣、愛知縣	円 一・四三〇	円 一・三〇〇	円 一・一八〇	円 一・〇七〇	円 九七〇
千葉縣ノ内東葛飾郡千葉郡、宮城縣ノ内牡鹿郡、桃生郡ノ内野蒜村、石川縣ノ内羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡	一・四七〇	一・三四〇	一・三三〇	一・二一〇	一・一〇
北海道、東京府、京都府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、東葛飾郡、千葉郡ヲ除ク、茨城縣、栃木縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、牡鹿郡、桃生郡、野蒜村ヲ除ク、福島縣、巖手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡ヲ除ク、富山縣、鳥取縣、島根縣	一・五二〇	一・三九〇	一・二七〇	一・二六〇	一・一六〇
長崎縣、高知縣、幡多郡、宿毛町ヲ除ク、福岡縣、築上郡ヲ除ク、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣	一・五二〇	一・三八〇	一・二六〇	一・一五〇	一・〇五〇
沖繩縣	一・四一〇	一・二八〇	一・一六〇	一・〇五〇	九五〇

明治四十二年ノ賠償價格ハ各地ノ生産費調査ノ結果收支計算上著シキ損失ナキニ依リ之カ變更ノ要ヲ認メス結局凡テ之ヲ据置クコトトシ明治四十一年十二月左ノ通公示シタリ

大藏省告示第百八十三號 (明治四十一年十二月二十六日)

鹽專賣法第八條ニ依リ明治四十二年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格左表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ收納所長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ

鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ム

沃度副産鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス收納所長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得

沃度副産鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス收納所長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得

賠償區城	一等	二等	三等	四等	五等
兵庫縣、岡上縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣ノ内幡多郡宿毛町、福岡縣ノ内築上郡、大分縣	一四六〇	一三三〇	一二二〇	一〇〇〇	一〇〇〇
大阪府、奈良縣、靜岡縣、和歌山縣	一四三〇	一二〇〇	一〇八〇	一〇七〇	九七〇
三重縣、愛知縣	一四七〇	一三四〇	一二二〇	一〇二〇	一〇一〇
千縣縣ノ内東葛飾郡、千葉郡、宮城縣ノ内牡鹿郡、桃生郡ノ内野蒜村、石川縣ノ内羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡	一五七〇	一四四〇	一三三〇	一二二〇	一一一〇
北海道、東京府、京都府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、東葛飾郡、千葉郡ヲ除ク、茨城縣、栃木縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、牡鹿郡、桃生郡ノ内野蒜村ヲ除ク、福島縣、巖手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡ヲ除ク、富山縣、鳥取縣、島根縣	一五二〇	一三九〇	一二七〇	一〇六〇	一〇六〇
長崎縣、高知縣、幡多郡宿毛町ヲ除ク、福岡縣、築上郡ヲ除ク、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣	一五一〇	一三八〇	一二六〇	一〇五〇	一〇五〇
沖繩縣	一四一〇	一三八〇	一二六〇	一〇五〇	九五〇

明治四十三年ニ適用スヘキ鹽賠償價格ハ從來ノ調査方針ニ則リ既往一箇年間ノ生産費實蹟ヲ調査シ更ニ之ヲ平年作ニ對スル生産費ニ換算シタルモノヲ基礎トシ相當決定ノ上明治四十二年十月二日之ヲ公示シタリ之ニ依レハ諸物價ノ低落其ノ他ノ關係上地方ニ依リ低減又ハ増額セラレタルアリテ十州地方ノ五等鹽賠償價格ハ九十六錢ニ低下セリ又硝石副産鹽ハ沃度副産鹽ト事情ヲ等ウスルカ故ニ其ノ賠償價格亦沃度副産鹽ト同シク普通賠償價格以外ニ於テ別ニ適宜之ヲ定ムルコトヲ得ルコトトシタリ

大藏省告示第七十五號 (明治四十二年十二月二十五日)

鹽專賣法第八條ニ依リ明治四十三年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格左表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ專賣支局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

第五章 收納

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ
 鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠
 償價格ヲ定ム

沃度副產鹽及硝石副產鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ハラズ專賣支局長適宜其ノ賠償價格ヲ定
 ムルコトヲ得

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
第一區 兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、福岡縣ノ内築上郡、大分縣	円 一・四二〇	円 一・二九〇	円 一・二七〇	円 一・〇六〇	円 九六〇
第二區 大阪府、奈良縣、靜岡縣、和歌山縣	円 一・四三〇	円 一・三〇〇	円 一・二八〇	円 一・〇七〇	円 九七〇
第三區 三重縣、愛知縣	円 一・四四〇	円 一・三一〇	円 一・二九〇	円 一・〇八〇	円 九八〇
第四區 千葉縣ノ内東葛飾郡、千葉郡、宮城縣ノ内牡鹿郡、桃生郡ノ内野蒜村、石川縣ノ内羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡	円 一・五一〇	円 一・三八〇	円 一・二六〇	円 一・一五〇	円 一・〇五〇
第五區 北海道、東京府、京都府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、東葛飾郡、千葉郡ノ内野蒜村ヲ除ク、茨城縣、栃木縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、牡鹿郡、桃生郡ノ内野蒜村ヲ除ク、福島縣、巖手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡ヲ除ク、富山縣、鳥取縣、島根縣	円 一・五二〇	円 一・三九〇	円 一・二七〇	円 一・一六〇	円 一・〇六〇
第六區 長崎縣、高知縣、福岡縣、築上郡ヲ除ク、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿児島縣	円 一・五一〇	円 一・三八〇	円 一・二六〇	円 一・一五〇	円 一・〇五〇
第七區 沖繩縣	円 一・四六〇	円 一・三三〇	円 一・二二〇	円 一・一〇〇	円 一・〇〇〇

明治四十四年ニ適用スヘキ鹽賠償價格ハ明治四十三年十二月公示セラレ鹽賠償區域中ヨリ製鹽
 ヲ禁止シタル地方ヲ除クト同時ニ鹽ノ生産比較的少キ地方ノ賠償區域ヲ廢合シ之ヲ四區ニ減シ
 タル爲前年ノ賠償價格ニ比シ幾分引下ヲ行ハレタル地方ナキニアラサルモ大體ニ於テ前年分ト
 異ナル所ナシ而シテ鹽專賣法第三十四條ノ賠償金ハ鹽ノ產地不明ナルモノニ限り最モ低廉ナル
 第一區ノ賠償價格ニ依ルコトニ定メラレタリ

大藏省告示第百六十號 (明治四十三年十二月二十六日)

鹽專賣法第八條ニ依リ明治四十四年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格左表ノ通相定ム但シ鹽專

賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ專賣支局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ

鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ム

鹽專賣法第三十四條ノ賠償金ハ鹽ノ產地不明ナルモノニ限り第一區ノ賠償價格ニ依ル沃度又ハ硝石製造副產鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ハラズ專賣支局長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得

賠償區域	賠償價格				
	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
第一區 兵庫縣岡山縣廣島縣山口縣德島縣香川縣愛媛縣内溫泉郡越智郡新居郡伊豫郡福岡縣内築上郡大分縣内西國東郡東國東郡遠見郡大分郡北海部郡下毛郡宇佐郡	一・四二〇 円	一・二九〇 円	一・二七〇 円	一・〇六〇 円	九六〇 円
第二區 愛知縣内嶺豆郡實飯郡蒲郡鹽津村形原村	一・四四〇 円	一・三二〇 円	一・二九〇 円	一・〇八〇 円	九八〇 円
第三區 長崎縣内北松浦郡今福村千葉縣内千葉郡津田沼町東葛飾郡行徳町船橋町葛飾郡南行徳村宮城縣内桃生郡野蒜村牡鹿郡波波町稻井村福島縣内石城郡小名濱町字高山石川縣内鳳至郡輪島町字出津町大屋村福ノ葉村南志見村三波村鶴川村諸橋村町野村珠洲郡小木村上月村直村正院村三崎村嶋島村木郎村實立村西海村福岡縣内宗像郡熊本縣内宇土郡不知火村玉名郡八代郡鹿兒島縣内鹿兒島市鹿兒島郡揖宿郡指宿村喜入村始良郡肝屬郡垂水村新城市熊毛郡大島郡	一・五二〇 円	一・三八〇 円	一・二六〇 円	一・一五〇 円	一・〇五〇 円
第四區 長崎縣内西彼杵郡高嶋村高濱村福岡縣内企救郡京都郡沖繩縣	一・四六〇 円	一・三三〇 円	一・二二〇 円	一・一〇〇 円	一・〇〇〇 円

明治四十五年中收納スル鹽ノ賠償價格ハ明治四十四年十二月公示セラレタリ即チ十州地方ノ主産地方ニ對シ一錢ヲ増額シ長崎縣ニ於ケル機械製鹽ニ對シ三錢乃至八錢ヲ減額シテ區域ノ編入替ヲ爲シ鹽賠償區域ヲ五區ニ増加シ又製鹽ヲ禁止シタル地方ヨリ除外シタル外前年ト異ナル所

第五章 收納

大藏省告示第百五十二號 (明治四十四年十二月二十七日)

鹽專賣法第八條ニ依リ明治四十五年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格左表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ專賣支局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ

鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ム

鹽專賣法第三十四條ノ賠償金ハ鹽ノ產地不明ナルモノニ限り第一區ノ賠償價格ニ依ル

沃度又ハ硝石製造副産鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス專賣支局長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得

賠償區域	賠償價格				
	一等	二等	三等	四等	五等
兵庫縣 赤穂郡、揖保郡、印南郡、飾磨郡 岡山縣 兒島郡(下津井町ヲ除ク)、淺口郡、邑久郡(裳掛村ヲ除ク) 廣島縣 御調郡(三庄村ヲ除ク)、沼隈郡、豊田郡、賀茂郡(仁方町ヲ除ク) 山口縣 佐波郡、大島郡、都濃郡、吉敷郡、熊毛郡(伊保庄村ノ内大字高須濱、小田濱以外、阿月村、室積町ヲ除ク)、玖珂郡(柳井町以外ヲ除ク)、豊浦郡(彦島村ヲ除ク) 香川縣 綾歌郡、仲多度郡、丸龜市、小豆郡、高松市、香川郡(直島村ノ内字牛首屏風ヲ除ク)、木田郡、三豊郡(柞田村ヲ除ク) 愛媛縣 越智郡(弓削村ヲ除ク)、新居郡 徳島縣 板野郡、名東郡 大分縣 東國東郡(姫島村以外ヲ除ク)、西國東郡、宇佐郡、下毛郡	円 一・四三〇	円 一・三〇〇	円 一・一八〇	円 一・〇七〇	円 九七〇

第五區	第四區	第三區	第二區
鹿兒島縣	鹿兒島縣	愛知縣	長崎縣
鹿兒島市、始其郡、肝屬郡ノ内垂水村、新城村、熊毛郡、大島郡	石城郡ノ内小名濱町、字高山 桃生郡ノ内野蒜村、牡鹿郡ノ内渡波町、稻井村 鳳至郡ノ内輪島町、鶴ノ巢村、町野村、南志見村、字出津町、鶴川村、諸橋村、珠洲郡ノ内木郎村、寶立村、上戸村、直村、正院村、蛸島村、三崎村、西海村、小木村	京都郡、企救郡 那覇區、島尻郡、中頭郡、國頭郡、宮古郡 千葉郡ノ内津田沼町、東葛飾郡ノ内南行徳村、行徳町、葛飾村、船橋町	西彼杵郡ノ内高島村、高濱村、北松浦郡ノ内今福村 幡豆郡、寶飯郡ノ内鹽津村、形原村
宮城縣	千葉縣	福岡縣	
石川縣			
鹿兒島縣			
一・五五〇	一・四六〇	一・四三〇	一・四三〇
一・三八〇	一・三三〇	一・三二〇	一・三〇〇
一・二六〇	一・二二〇	一・一九〇	一・一八〇
一・一五〇	一・一〇〇	一・〇八〇	一・〇七〇
一・〇五〇	一・〇〇〇	九八〇	九七〇

明治四十五年五月、六月頃物價又ハ、勞銀等一般ニ騰貴シ近ク低落ノ見込立チ難キニ依リ生産費調査ノ結果明治四十五年六月特ニ鹽賠償價格ヲ改正シ主産地方ニ對シテハ四錢ヲ、愛知縣下ニ對シテハ三錢ヲ、福岡縣小波瀨地方能登、鹿兒島及行徳地方ニ對シテハ各一錢ヲ増額シ且各地ヲ通シテ一般ニ包裝中込及二十斤菰俵ニ對シ鹽百斤當一錢ヲ増加セラレタリ而シテ込包裝及菰俵ノ小包裝ニ對スル包裝補償金ハ從來鹽賠償價格ノ外別ニ大藏省告示ヲ以テ規定セラレアリシモ今回包裝補償金額ノ改正ヲ機トシ之ヲ鹽賠償價格中ニ包含セシメ鹽賠償價格ハ四十斤入込及二十斤入込ヲ本位トシテ之ヲ定メ散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ各等級金十四錢ヲ、八十斤入込及二十斤入込ヲ以テ納付スル鹽ニ付テハ各等級金八錢ヲ低減スルコトトシ一面包裝ニ關スル告示中ヨリ包裝補償金ニ關スル條項ヲ削除セラレタリ鹽專賣法施行當時ニ於テハ鹽ハ主トシテ菰俵ヲ以テ包裝シタルニ依リ鹽ノ賠償價格中ニハ鹽其ノモノニ對スルモノノ外菰俵包裝ノ補償金ヲモ包含セラレタルモ其ノ後收納、保管、回送等ノ必要上主トシテ込使用スルコトトナリタル爲鹽賠償價格中ニ包含スル菰俵包裝補償金ノ外ニ込包裝ニ對シ特ニ包裝補償金ヲ支給スルコトトナリ即チ包裝ニ對スル補償金ノ一部ハ鹽賠償價格中ニ包含シ一部

ハ包裝告示ニ於テ定メラレタル結果其ノ規定錯雜ヲ極メ取扱上不便ナリシ爲鹽賠償價格ノ改定ヲ機トシ之ヲ整理シタルモノトス

又鹽賠償價格區域中ヨリ製鹽禁止地ヲ除外シタル結果鹽專賣法第三十四條ノ收納鹽ニシテ其ノ產地明ナルモ所屬賠償區域ナキモノニ付テハ賠償價格ノ適用上困難ナルヲ以テ鹽專賣法第三十四條ノ賠償金ハ鹽ノ產地不明ナルモノ又ハ產地明ナルモ所屬賠償區域ナキモノニ限り第二區ノ賠償價格(最モ低廉ナルモノ)ニ依ルコトニ定メラレタリ

大藏省告示第九十四號 (明治四十五年六月二十九日)

鹽專賣法施行細則第十一條ノ一但書ニ依リ明治四十四年十二月大藏省告示第一百五十二號中左ノ通改正シ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一項ノ鹽百斤當賠償價格表ヲ別表ノ通改ム
第二項ヲ左ノ通改ム

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金十四錢ヲ、八十斤入及び二十斤入
扱俵ヲ以テ納付スル鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ、四十斤入扱俵ヲ以テ納付スル鹽ニ付テハ各
等級金八錢ヲ低減ス

第五項ヲ左ノ通改ム

鹽專賣法第三十四條ノ賠償金ハ鹽ノ產地不明ナルモノ又ハ產地明ナルモ所屬賠償區域ナキ
モノニ限り第二區ノ賠償價格ニ依ル

兵庫縣 赤穂郡、揖保郡、印南郡、飾磨郡	賠償價格區域		等級別賠償價格				
	賠償	價格	一	二	三	四	五

第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
岡山縣 兒島郡(下津井町ヲ除ク)、淺口郡、邑久郡(雲掛村ヲ除ク)、小田郡、 内神島内村 御調郡(三庄村ヲ除ク)、沼隈郡、豊田郡、賀茂郡(仁方町ヲ除ク)	廣島縣 佐波郡、大島郡、郡濃郡、吉敷郡、熊毛郡(伊保庄村ノ内大字高須濱、 小田濱以外、阿月村、室積町ヲ除ク)、玖珂郡、柳井町以外ヲ除ク、 豐浦郡(彦島村ヲ除ク)	山口縣 綾歌郡、仲多度郡、丸龜郡、小豆郡、高松市、香川郡(直島村ノ内字牛 首屏風ヲ除ク)、木田郡、三豐郡(杵田村ヲ除ク)	香川縣 越智郡(弓削村ヲ除ク)、新居郡 板野郡、名東郡 東國東郡(姫島村以外ヲ除ク)、西國東郡、宇佐郡、下毛郡 京都郡、企救郡 幡豆郡、實飯郡ノ内鹽津村、形原村 西彼杵郡ノ内高島村、高濱村、北松浦郡ノ内今福村 那霸區、島尻郡、中頭郡、國頭郡、宮古郡 石城郡ノ内小名濱町、字高山 桃生郡ノ内野蒜村、牡鹿郡ノ内渡波町、稻井村 千葉郡ノ内津田沼町、東葛飾郡ノ内南行徳村、行徳町、葛飾村、船橋 町	千葉縣 鳳至郡ノ内輪島町、鵜ノ巢村、町野村、南志見村、宇出津町、鵜川村、 諸橋村、珠洲郡ノ内木郎村、實立村、上戸村、直村、正院村、嶋島村、三 崎村、西海村、小木村 鹿兒島市、始良郡、肝屬郡ノ内垂水村、新城村、熊毛郡、大島郡
円 一・五五〇	円 一・四三〇	円 一・三〇〇	円 一・一九〇	円 一・〇九〇
円 一・四二〇	円 一・三三〇	円 一・二六〇	円 一・一八〇	円 一・〇八〇
円 一・四一〇	円 一・二九〇	円 一・二二〇	円 一・一五〇	円 一・〇五〇
円 一・三九〇	円 一・二八〇	円 一・二一〇	円 一・一四〇	円 一・〇四〇
円 一・三八〇	円 一・二七〇	円 一・二〇〇	円 一・一三〇	円 一・〇三〇
円 一・三七〇	円 一・二六〇	円 一・一九〇	円 一・一二〇	円 一・〇二〇
円 一・三六〇	円 一・二五〇	円 一・一八〇	円 一・一一〇	円 一・〇一〇
円 一・三五〇	円 一・二四〇	円 一・一七〇	円 一・一〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・三四〇	円 一・二三〇	円 一・一六〇	円 一・〇九〇	円 一・〇〇〇
円 一・三三〇	円 一・二二〇	円 一・一五〇	円 一・〇八〇	円 一・〇〇〇
円 一・三二〇	円 一・二一〇	円 一・一四〇	円 一・〇七〇	円 一・〇〇〇
円 一・三一〇	円 一・二〇〇	円 一・一三〇	円 一・〇六〇	円 一・〇〇〇
円 一・三〇〇	円 一・一九〇	円 一・一二〇	円 一・〇五〇	円 一・〇〇〇
円 一・二九〇	円 一・一八〇	円 一・一一〇	円 一・〇四〇	円 一・〇〇〇
円 一・二八〇	円 一・一七〇	円 一・一〇〇	円 一・〇三〇	円 一・〇〇〇
円 一・二七〇	円 一・一六〇	円 一・〇九〇	円 一・〇二〇	円 一・〇〇〇
円 一・二六〇	円 一・一五〇	円 一・〇八〇	円 一・〇一〇	円 一・〇〇〇
円 一・二五〇	円 一・一四〇	円 一・〇七〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・二四〇	円 一・一三〇	円 一・〇六〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・二三〇	円 一・一二〇	円 一・〇五〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・二二〇	円 一・一一〇	円 一・〇四〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・二一〇	円 一・一〇〇	円 一・〇三〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・二〇〇	円 一・〇九〇	円 一・〇二〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一九〇	円 一・〇八〇	円 一・〇一〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一八〇	円 一・〇七〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一七〇	円 一・〇六〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一六〇	円 一・〇五〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一五〇	円 一・〇四〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一四〇	円 一・〇三〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一三〇	円 一・〇二〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一二〇	円 一・〇一〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一一〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・一〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇九〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇八〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇七〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇六〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇五〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇四〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇三〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇二〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇一〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇
円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇	円 一・〇〇〇

大正二年中ノ收納鹽ニ適用セララルヘキ鹽賠償價格ハ鹽生産費等調査ノ結果各地一般ニ變更ノ必要ナキモノト認メ大正元年十二月前年六月告示ノ通公示セラレタリ但シ沃度又ハ硝石製造副産鹽ニ付テハ從來本賠償價格以外ニ於テ適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得ルノ規定ナリシカ沃度硝石以外各種ノ副産鹽ヲ製造スルモノモアルニヨリ之ヲ廣ク副産鹽ニ改メ其ノ賠償價格ハ專賣支局長ニ於テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得ルモノトシタリ尤モ之ヲ設定シ又ハ變更セムトスルトキハ專賣支局長官ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第五章 收納

大藏省告示第六十二號 (大正元年十二月二十七日)

鹽專賣法第八條ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格左表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ專賣支局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス

散鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償價格ヨリ各等級金十四錢ヲ、八十斤入及二十斤入、俵ヲ以テ納付スル鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ、四十斤入、俵ヲ以テ納付スル鹽ニ付テハ各等級金八錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割増ヲ爲スコトアルヘシ鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ム

鹽專賣法第三十四條ノ賠償金ハ鹽ノ產地不明ナルモノ又ハ產地明ナルモノ所屬賠償區域ナキモノニ限リ第二區ノ賠償價格ニ依ル

副産鹽ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス專賣支局長適宜其ノ賠償價格ヲ定ムルコトヲ得

賠償價格	區域
一等	兵庫縣 赤穂郡、揖保郡、印南郡、飾磨郡
二等	岡山縣 兒島郡(下津井町ヲ除ク)、淺口郡、邑久郡(裳掛村ヲ除ク)小田郡ノ内神島内村
三等	廣島縣 御調郡(三庄村ヲ除ク)、沼隈郡、豐田郡、賀茂郡(仁方町ヲ除ク)
四等	山口縣 佐波郡、大島郡、郡濃郡、吉敷郡、熊毛郡(伊保庄村ノ内大字高須濱、小田濱以外、阿月村、室積町ヲ除ク)、玖珂郡、内柳井町、豐浦郡(彦島村ヲ除ク)
五等	香川縣 綾歌郡、仲多度郡、丸龜市、小豆郡、高松市、香川郡(直島村ノ内字牛首、屏風ヲ除ク)、木田郡、三豐郡、柞田村ヲ除ク)
	愛媛縣 越智郡(弓削村ヲ除ク)、新居郡

第五區	第四區	第三區	第二區	第一區
鹿兒島縣	千葉縣	福島縣	愛知縣	德島縣
石川縣	宮城縣	沖繩縣	福岡縣	大分縣
鹿兒島市、始良郡、肝屬郡、内垂水村、新城村、熊毛郡、大島郡	東葛飾郡、内南行徳村、行徳町、葛飾村、船橋町	那覇區、島尻郡、中頭郡、國頭郡、宮古郡	幡豆郡、寶飯郡、内鹽津村、形原村	板野郡、名東郡
鳳至郡、内輪島町、鶴ノ巣村、町野村、南志見村、宇出津町、鵜川村、諸橋村、珠洲郡、内木郎村、寶立村、上戸村、直村、正院村、蛸島村、三崎村、西海村、小木村	桃生郡、内野森村、牡鹿郡、内渡波町、稻井村	石城郡、内小名濱町、字高山	西彼杵郡、内高島村、高濱村、北松浦郡、内今福村	東國東郡、内姫島村、西國東郡、宇佐郡、下毛郡
一六〇〇	一五九〇	一五四〇	一五二〇	一三八〇
一四七〇	一四六〇	一四一〇	一三六〇	一三〇〇
一三五〇	一三六〇	一二九〇	一二五〇	一二〇〇
一二四〇	一二三〇	一一八〇	一一五〇	一一〇〇
一一四〇	一一三〇	一〇八〇	一〇五〇	一〇〇〇

大正三年中收納スル鹽ノ賠償價格モ亦調査ノ結果變更スルノ要ナシト認メ大正二年十二月告示ハ前年十二月告示ノ例ニ依ルコトニ公示セラレタリ

大藏省告示第百七十九號 (大正二年十二月二十五日)

鹽專賣法第八條及同法施行細則第十一條ノ一ニ依リ大正三年中收納スル鹽ノ賠償價格ニ付テ

ハ大正元年十二月大藏省告示第六十二號ノ例ニ依ル

鹽賠償價格ノ決定ハ鹽ノ生産費ヲ其ノ基本トシ常ニ調査ヲ怠ラス各地方ニ於テ標準地ヲ求メ其ノ中庸ナルモノニ就キテ精細ニ其ノ實蹟ヲ調査シ一方ニハ勞銀炭價其ノ他金利諸物價ノ高低ヲ勘案セルモノニシテ明治四十年六月ニ至リ鹽田製鹽ニ依ル鹽生産力及生産費調査方法ヲ制定シ其ノ後更ニ大正二年十月之ニ改正ヲ加ヘ鹽生産費調査手續ヲ定メ毎年十一月之カ調査ヲ爲スコトトシ今日ニ至レリ